【参考資料 11】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 4 月 16 日
第 17 回条例検討会資料

共に生きる新潟市づくり条例（案）の特徴について

１．「です・ます調」の条文【全体】

わかりやすい条例とするため、条文を「です・ます調」にしています。

２．前文で基本理念を規定【前文】

前文では、誤解や偏見、無理解等により、障がいのある人が差別感や生きづらさなどを抱えている状況が多くあることから、その解消を図るため、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした条例を制定するとしています。

３．不当な差別的行為と合理的配慮の不提供を差別と定義【第２条第４号】

障害者差別解消法では差別を定義していませんが、市条例では、不当な差別的行為と合理的配慮の不提供と定義しています。

４．合理的配慮の発生要件を「障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合」と規定【第２条第６号】

障害者差別解消法では合理的配慮の発生要件を「障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合」としていますが、障がいのある人の意思表示があった場合だけではなく、周りの人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合にも、合理的配慮を提供すべきと考え、合理的配慮の発生要件から意思の表明を除いています。

５．民間事業者に対する合理的配慮の不提供について、法的義務として禁止【第５条】

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としています。しかし、努力義務では、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除く、話し合いのテーブルに着かないことが考えられるため、市条例では法的義務としています。ただし、法的義務であっても、条例に従うことを強制するのではなく、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指します。

６．不当な差別的行為について、分野別に個別具体的に規定【第５条各号】

何が不当な差別的行為にあたるか、市民に明確に示しています。

７．条例推進会議の設置【第 10 条】

社会的障壁の除去に係る取組みについて協議・提案する条例推進会議を設置します。

８．相談機関の設置【第 11 条】

障がいのある人の生きづらさや差別感を解消するため、障がい種別・内容を問わず全ての相談に対応する相談機関を設置します。合理的配慮が法的義務とされる民間事業者の支援策として、民間事業者も相談機関に相談できます。

９．助言・あっせん、勧告、公表【第 14～16 条】

条例の実効性の確保のため、助言・あっせん、勧告、公表の規定を設けますが、罰則は設けないこととします。また、合理的配慮が法的義務とされる民間事業者の支援策として、差別を行ったとされた民間事業者も助言・あっせんの申立てが出来ます。

10. 調整委員会の設置【第 18 条】

助言・あっせんの審議・進言を行う紛争解決機関として、調整委員会を設置します。

11. 市立学校において「個別の教育支援計画」・市立保育所等において「個別の支援を行うための計画」などにより必要な配慮を把握し、提供することを法的義務として規定【第 19 条・第 20 条】

「個別の教育支援計画」・「個別の支援を行うための計画」の策定について、指導要領・保育所保育指針では努力義務となっていますが、この条例では法的義務とすることで、障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、提供することとしています。